

輸入食品に対する検査命令の実施について（中国産緑茶）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産緑茶及びその加工品（簡易な加工に限る。）	トリアゾホス*	輸入時のモニタリング検査の結果、中国産緑茶から基準値を超えるトリアゾホスを検出したことから、検査命令を実施するもの。

\* 殺虫剤。

<参考1> 中国産緑茶に係る違反事例

1 品名：不発酵茶（緑茶）  
 輸入者：有限会社 アウイン商会  
 届出数量及び重量：455 バッグ、13,650 kg  
 製造者：ORIENT TEA & COMMODITIES CO., LTD.  
 検査結果：トリアゾホス 0.09ppm（基準値：0.05ppm）  
 届出先：清水検疫所支所  
 違反確定日：平成19年3月1日  
 措置状況：全量積戻し済み

2 品名：不発酵茶（緑茶）  
 輸入者：神栄株式会社  
 届出数量及び重量：250 バッグ、10,000 kg  
 製造者：CHINA TUHSU ANHUI TEA IMP. & EXP. CORP.  
 検査結果：トリアゾホス 0.16ppm\*（基準値：0.05ppm）  
 届出先：神戸検疫所  
 違反確定日：平成19年12月21日  
 措置状況：全量保管中

\* トリアゾホスの許容一日摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重1kg当たり0.0012mg/日であることから、体重60kgの人が当該違反の緑茶を毎日450g、そのまま摂取したとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。また、トリアゾホスは、例えばはくさいには0.02ppm、りんごには0.2ppm、にんじんには0.5ppmの基準値が設定されています。

<参考2> 中国産不発酵茶（緑茶を含む）の輸入実績

平成19年1月1日～12月25日：速報値

品名	届出件数	届出重量(ト)	検査件数*	違反件数
不発酵茶	1,409	9007	158	2

\* 残留農薬に係る検査